**２０　登下校時における危険等発生時の対応**

不審者情報・事件・事故災害の学校への第１報

　　　　　　　＊緊急対応が必要か判断

 　　 　　　　 ＜緊急対応を要しない場合＞

緊急対応

 状況に応じて、警察、教育委員会等関係

機関に通報。地域住民・保護者・ボラン

ティア等と連携を図り、対策を強化

被害者等の安全確保

 ＜学校の対応＞

○　警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には110番通報を行う。

○　ボランティア等の支援を得て、児童の安全確保を図る。

○　現場(病院等含む)に急行し､情報収集と整理を行う。

　(1)　避難している児童の安全確保

　(2) 不審者の現在の様子

　(3) 現場での対応の様子

　(4) 負傷者の搬送の状況

○　教育委員会への第一報と支援要請を行う。

○　負傷者がいる場合には、119番通報や保護者への連絡を行う。

登下校の安全確保

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（不審者が確保されていない場合）

 ＜学校の対応＞

１　安全確保までの児童の保護と保護者への引渡しや集団登下校を行う。

　(1)　児童の現状の把握

　(2)　下校前であれば､安全確保まで学校待機

　(3)　保護者への引渡しや保護者同伴の集団登下校などを行う。

２　地域住民・保護者・ボランティア・警察・教育委員会等への支援要請を行う。

３　必要に応じて、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

４ 警察の指示の下、教育委員会と連携して事案に応じて対応する。

５　児童を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全第一で行動する。

事後の対応や措置

 ＜学校の対応＞

・情報の整理と提供

・児童への説明と指導

・保護者等への説明

・心のケア

・再発防止対策実施

・報告書の作成

・災害共済給付請求

・地域住民・保護者・ボランティア等

　に協力要請

・（京都府学校問題対策チーム派遣依頼）

 ＜地域住民･保護者･ボランティア等の対応＞

・防犯パトロールの強化

・保護者等による安全点検

・通学路の防犯施設・設備などの整

　備・充実

・不審者情報等の情報ネットワーク

　の整備・充実

・ボランティア等の研修

・学校の事後対応への支援

協力要請